

# TOYOINKSC

## 第184回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2022年3月23日(水)  
午前10時(受付開始午前9時)

開催  
場所

東京都中央区京橋二丁目2番1号  
当社29階会議室

株主総会の来場記念品(お土産)のご用意は  
ございません。ご理解くださいますようお願い  
申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては感染拡大  
防止の観点から、書面またはインターネット等  
により事前に議決権を行使いただき、株主総会  
当日のご来場をお控えいただくようお願い  
申し上げます。

ご来場されない株主様向けに、株主総会の模様  
はインターネットにてライブ配信いたします。  
(詳細は、7頁をご覧ください。)

議決権行使期限

2022年3月22日(火)午後5時まで



東洋インキグループオリジナルキャラクター  
「リオちゃん」



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/4634/>



東洋インキ SC ホールディングス株式会社  
(証券コード 4634)



代表取締役社長  
グループCOO

高 島 悟

株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、これまで当たり前であった日常が一変し、極めて速いスピードで経営環境が変化しています。東洋インキグループでは新常态に役立つ提案を構想し、社会から必要とされる製品・サービスを提供するため、新事業への挑戦に取り組んでいます。今後も人々の生活と文化を豊かにすることを目指して、その時代に応じた価値を社会に提供し続けてまいります。

東洋インキグループの長期構想“SIC27 (Scientific Innovation Chain 2027)”では、革新的な発想を科学的に実行し、活動の連鎖によって持続的に成長できる企業体質へと変革していくことを目指しています。そして中期経営計画“SIC-II”の目指す姿を「新たな時代に貢献する生活文化創造企業」として掲げ、以下3つの方針を実施してまいります。

#### 「事業の収益力強化」

～戦略的に高収益事業群に注力し利益をあげる

#### 「重点開発領域の創出と拡大」

～新常态に役立つ自社製品やサービスを提供する

#### 「持続的成長に向けた経営資源の価値向上」

～生産性の改善、多様性、DX推進、ガバナンスを重視する

株主のみなさまには、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2022年3月

## 東洋インキグループの理念

**経営哲学** 人間尊重の経営

**経営理念** 私たち東洋インキグループは、  
世界にひろがる生活文化創造企業を目指します。

世界の人びとの豊かさや文化に貢献します。

新しい時代の生活の価値を創造します。

先端の技術と品質を提供します。

**行動指針** 顧客の信頼と満足を高める知恵を提供しよう。

多様な個の夢の実現を尊重しよう。

地球や社会と共生し、よき市民として活動しよう。

株主権を尊重し、株主価値の向上に努め市場の評価を高めよう。

## 目次

● 第184回定時株主総会招集ご通知	3
● 株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	16
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	21
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	27
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	28
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件	29
(添付書類)	
● 事業報告	32
● 連結計算書類	55
● 計算書類	59
● 監査報告書	63

# 招集ご通知

(証券コード4634)  
2022年3月1日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号  
東洋インキＳＣホールディングス株式会社  
代表取締役社長 高島 悟

## 第184回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第184回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適切な対策を実施のうえ、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って、2022年3月22日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

5頁～6頁記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、スマート行使により、または当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年3月23日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目2番1号 当社29階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第184期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第184期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)等に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>) において掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>) において、修正後の事項を記載させていただきます。

#### <株主のみなさまへのお願い> —新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について—

- ・感染リスク低減のため、座席の間隔を例年よりも拡げることから、ご用意できる座席数が減少いたします。そのため、当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、アルコール消毒液を配備いたしますので、入場前の手指消毒をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調が優れないと見受けられる方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただく可能性がございますのであらかじめご了承ください。
- ・当社の役員および株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。
- ・お土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### <株主総会のライブ配信について>

当日の株主総会の様子につきましては、インターネットを通じたライブ配信にてご視聴いただけます。ご視聴方法の詳細は、7頁をご覧ください。

#### <株主総会動画の後日配信について>

株主総会当日の様子は、後日、当社ウェブサイトのニュースリリースにて配信いたします。

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類（8頁～31頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の方法がございます。

## 事前に議決権行使をする場合

### 書面による議決権行使

行使期限

2022年3月22日（火）  
午後5時

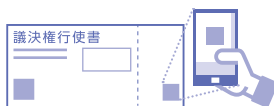


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

### インターネットによる議決権行使

行使期限

2022年3月22日（火）  
午後5時



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

行使期限

2022年3月22日（火）  
午後5時



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

詳しくは右頁をご覧ください。

## 株主総会にご出席する場合



株主総会開催日時

2022年3月23日（水）  
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また第184回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

重複して議決権を行使された場合のお取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

その他

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
0120 (652) 031 (受付時間：9:00～21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について  
(機関投資家のみなさまへ)

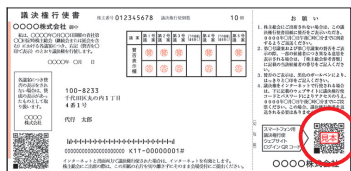
機関投資家のみなさまに関しましては、本総会につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

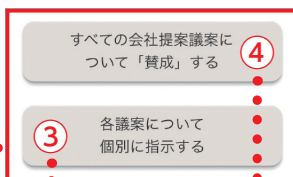


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



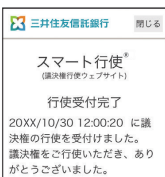
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



### ③各議案について個別に指示する



### ④全ての会社提案議案について「賛成」する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

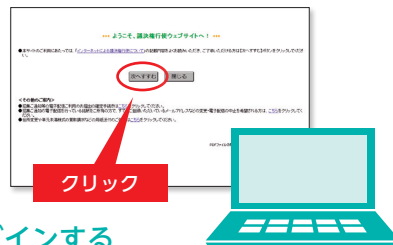


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

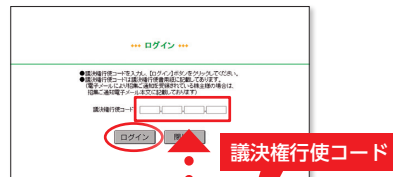
## 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



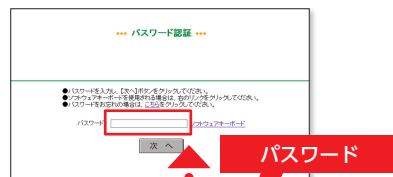
### ②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## <第184回定時株主総会 インターネットライブ配信のご案内>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、本株主総会につきましては、ご来場をお控えいただきますようお願いしておりますが、株主総会は株主さまとの重要な接点であるとの認識から、多くの株主さまに株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ配信を行います。

本ライブ配信へのご参加は、株主総会の視聴のみを行うハイブリッド参加型バーチャル株主総会となります。そのため、ライブ配信上では議決権行使を行うことはできません。ライブ配信へご参加される株主さまは、事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、動議提出、動議採決および質問を行うことはできませんので、予めご了承ください。

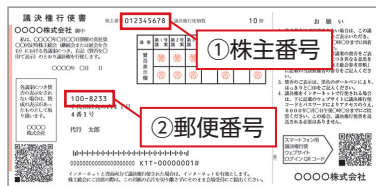
なお、事前にご質問をライブ配信サイトへお寄せいただくことが可能です。ご質問の数は2問、文字数は1問につき200字までとさせていただきます。また、いただいたご質問に関しては、可能な限り、本株主総会にて回答させていただく方針であります。また、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

### <ライブ配信サイト>

<https://sanka55.jp/toyoinkgroup184>

ログイン方法：①株主番号、②郵便番号（数字7桁、ハイフン無し）をご入力の上ご参加ください。

ライブ配信サイト  
QRコード



**※議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。**

ライブ配信開始日時：2022年3月23日（水）午前10時（開始30分前からご視聴可能です。）

事前質問受付期間：2022年3月2日（水）午前9時から**2022年3月16日（水）午後5時まで**

### <ハイブリッド参加型バーチャル株主総会における注意事項>

- ※ ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のため、視聴中に本サイトにて議決権行使等を行うことはできません。
- ※ 通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等によりライブ配信が途絶する可能性があります。当社では中断により生じた株主さまへの不利益に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ※ ライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主さまにてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ※ ご出席株主さまの肖像権・プライバシー等に配慮し、配信にあたっては可能な範囲においてご出席株主さまの容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、下記の株主還元に関する基本方針を踏まえたうえで、当期の業績および経営体制の強化、将来の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金45円 総額2,513,078,370円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月24日

#### <株主還元に関する基本方針>

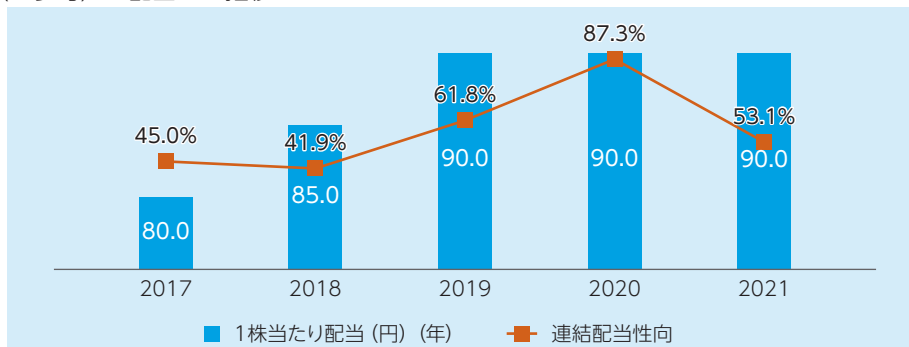
当社グループは、生活文化創造企業として、株主さまを含むすべてのステークホルダーの長期的な視点での満足度を向上し続けることで、持続的な成長を実現していくことを目指しております。

配当につきましては、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

そのため、当中期経営計画期間（2021年～2023年）においては現状の配当金額（年90円）を下限としますが、業績によっては見直しを検討してまいります。また安定配当を基本としながら、キャッシュ・フローや内部留保の状況等を総合的に勘案しつつ、自己株式の取得を機動的に行うなど株主還元を努めてまいります。

内部留保につきましては、基盤事業や成長が見込まれる事業分野への設備投資と、将来の利益向上に寄与できる研究開発に充てる方針であります。

(ご参考) 配当金の推移



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社および当社子会社の業容の拡大および今後の事業内容の多様化に備えるため、第2条の事業目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 当社は、企業価値の向上のために、取締役会から取締役への業務執行の決定権限委譲による経営に関する意思決定と業務執行の迅速化・効率化を図るとともに、取締役である監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、経営の公正性、透明性を高め取締役会の監督機能を強化することを通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の変更等に伴う条数および字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は <u>つぎ</u> の事業を営むこと、ならびに <u>つぎ</u> の事業を営む会社（外国会社を含む）および組合の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	第2条 当社は <u>次</u> の事業を営むこと、ならびに <u>次</u> の事業を営む会社（外国会社を含む。）および組合の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
1. ～19. (条文省略) (新設)	1. ～19. (現行どおり)
	<u>20. 前各号に付帯しまたは関連するITを活用した次の事業</u>
	<u>(1)電気通信事業および各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業</u>
	<u>(2)アプリケーションシステム・ソフトウェアおよびデジタルコンテンツの企画、設計、開発、製造、販売、保守、運営および管理</u>
	<u>(3)ITを活用した各種商品の販売ならびにEC(電子商取引) サイトの開設および運営</u>
20. ～23. (条文省略)	21. ～24. (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. 監査等委員会
3. 監査役会	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人

現行定款	変更案
<p data-bbox="338 201 535 226">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="167 231 709 291">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="167 296 709 482">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="405 520 470 545">(新設)</p> <p data-bbox="266 810 607 836">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="182 842 296 867">(員数)</p> <p data-bbox="167 873 628 899">第21条 当社に取締役22名以内を置く。</p> <p data-bbox="405 937 470 963">(新設)</p> <p data-bbox="182 1000 296 1026">(選任方法)</p> <p data-bbox="167 1032 692 1058">第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="167 1126 334 1152">② (条文省略)</p> <p data-bbox="167 1158 334 1183">③ (条文省略)</p>	<p data-bbox="1014 160 1094 185">変更案</p> <p data-bbox="943 201 1140 226">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="1005 231 1076 257">(削除)</p> <p data-bbox="787 520 976 545">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="772 551 1313 642">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="772 648 1313 771">②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="870 810 1212 836">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="787 842 901 867">(員数)</p> <p data-bbox="772 873 1313 934">第21条 当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)15名以内を置く。</p> <p data-bbox="772 940 1313 1000">②当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</p> <p data-bbox="787 1006 901 1032">(選任方法)</p> <p data-bbox="772 1038 1313 1129">第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="772 1135 961 1161">② (現行どおり)</p> <p data-bbox="772 1167 961 1192">③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集) 第25条 取締役会は社長が招集する。社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任期) 第24条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、</u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、</u>取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(相談役)  第28条 (条文省略)  (取締役会規程)  第29条 (条文省略)  (報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。  (取締役の責任免除)  第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会  (員数)  第32条 当会社に監査役5名以内を置く。  (選任方法)  第33条 監査役は、株主総会において選任する。  ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  (任期)  第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (常勤の監査役)  第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。  (監査役会の招集通知)  第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(相談役)  第29条 (現行どおり)  (取締役会規程)  第30条 (現行どおり)  (報酬等)  第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。  (取締役の責任免除)  第32条 (現行どおり)</p> <p>(削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第184回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 第184回定時株主総会決議による変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後の定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第184回定時株主総会決議による変更前の定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては現在の取締役全員（10名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関連する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		就任期間	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	北川 克己 <small>きたがわ かつみ</small>	再任	16年 9ヶ月	代表取締役会長	100% (17/17回)
2	高島 悟 <small>たかしま さとる</small>	再任	8年 9ヶ月	代表取締役社長	100% (17/17回)
3	青山 裕也 <small>あおやま ひろや</small>	再任	12年 9ヶ月	専務取締役	100% (17/17回)
4	濱田 弘之 <small>はまだ ひろゆき</small>	再任	5年 9ヶ月	常務取締役	100% (17/17回)
5	金子 眞吾 <small>かねこ しんご</small>	再任	2年	取締役	88% (15/17回)
6	小野寺 千世 <small>おのの ちせ</small>	再任	1年	取締役	100% (17/17回)
7	池上 重輔 <small>いけがみ じゅうすけ</small>	新任	—	監査役	100% (17/17回)

候補者番号

**1** きた がわ かつ み **北川 克己** 生年月日  
1953年9月26日生

再任

## 所有する当社の株式数

44,499株

## 取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位および担当

1977年4月	当社入社	2009年4月	当社取締役副社長
2000年5月	当社社長室長	2009年6月	当社代表取締役副社長
2002年3月	当社ケミカル事業本部高分子 事業統括部川越製造所長	2011年4月	当社代表取締役社長
2004年6月	当社執行役員	2014年4月	当社グループCEO (現在に至る)
2005年6月	当社取締役	2020年3月	当社代表取締役会長 (現在に至る)
2008年6月	当社常務執行役員		

## 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由

北川克己氏は、2011年に当社代表取締役社長に就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担い、また2014年からはグループCEOとして当社グループ全体の業務執行と監督機能についても担っております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担うとともに、当社グループの企業価値向上を牽引することを期待し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**2** たか しま さとる **高島 悟** 生年月日  
1960年4月18日生

再任

## 所有する当社の株式数

21,825株

## 取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位および担当

1984年4月	当社入社	2016年6月	当社常務取締役
2004年12月	東洋インキタイランド株式会社 代表取締役社長	2019年3月	当社専務取締役
2011年4月	当社社長室長	2020年3月	当社代表取締役社長 (現在に至る)
2012年6月	当社執行役員	2020年3月	当社グループCOO (現在に至る)
2013年6月	当社取締役		
2014年4月	トーヨーケム株式会社 代表取締役社長		

## 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由

高島悟氏は、主に経営企画部門や国内外の主要な関係会社での要職を経て、2020年に当社代表取締役社長・グループCOOに就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担うとともに、当社グループ全体の業務執行と監督機能を担っております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担うとともに、当社グループの企業価値向上を牽引することを期待し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**3** あお やま ひろ や **青 山 裕 也** 生年月日 1956年4月2日生

再任

所有する当社の株式数

21,720株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位および担当

1979年4月	当社入社	2011年7月	当社人事・財務・総務・広報・監査室担当 (現在に至る)
2001年2月	当社人事部長		
2007年6月	当社執行役員	2013年6月	当社常務取締役
2009年6月	当社取締役	2015年6月	当社専務取締役 (現在に至る)

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由

青山裕也氏は、主に人事部門の要職を経て、2009年に当社取締役役に就任以降、人事戦略および財務戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かすことを期待し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**4** はま だ ひろ ゆき **濱 田 弘 之** 生年月日 1958年7月19日生

再任

所有する当社の株式数

6,403株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位および担当

1981年4月	当社入社	2016年6月	当社取締役
2005年9月	当社経営管理部長	2016年6月	当社グループ経営部長 (現在に至る)
2012年7月	東洋インキヨーロッパ株式会社 代表取締役社長	2019年3月	当社常務取締役 (現在に至る)
2013年6月	当社執行役員	2021年3月	当社法務担当 (現在に至る)
2015年6月	当社常務執行役員		

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由

濱田弘之氏は、主に経営管理部門や海外関係会社での要職を経て、2016年に当社取締役役に就任以降、経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かすことを期待し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**5** かね こ しん ご 生年月日  
**金子 眞 吾** 1950年11月25日生

再任 社外

所有する当社の株式数

2,000株

取締役会への出席状況

88% (15回/17回)

略歴、地位および担当

1973年 4月	凸版印刷株式会社入社	2010年 6月	同社代表取締役社長
2003年 6月	同社取締役	2019年 6月	同社代表取締役会長（現在に至る）
2006年 6月	同社常務取締役	2020年 3月	当社社外取締役（現在に至る）
2008年 6月	同社専務取締役		
2009年 6月	同社代表取締役副社長		

重要な兼職の状況

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由および期待される役割の概要

金子眞吾氏は、凸版印刷株式会社において長年にわたり取締役を歴任し、2010年6月には同社の代表取締役社長に就任するなど、企業経営の分野をはじめとする豊富な経験と幅広い識見を有しております。なお、同氏は当社が定める独立性基準に準拠しておりませんが、業界に精通した経営の専門家として当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、2020年に当社取締役に就任以降、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただいております。これらの経験や知見を活かし、引き続き当社グループの経営に有用な助言および指摘をいただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**6** お の でら ち せ 生年月日  
**小野寺千世** 1966年1月2日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式数

1,500株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位および担当

1997年 4月	桜美林大学経営政策学部助教授	2019年 3月	当社社外監査役
2005年 4月	東海大学法学部教授	2021年 3月	当社社外取締役（現在に至る）
2018年 4月	日本大学法学部教授（現在に至る）		

重要な兼職の状況

日本大学 法学部教授

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由および期待される役割の概要

小野寺千世氏は、社外監査役および社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、保険法や会社法に関する高度な専門知識と法学者としての高い識見を有しており、2019年に当社監査役、2021年に当社取締役に就任以降、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監視いただいております。これらの経験や知見を活かし、引き続き公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**7** いけ がみ じゅう すけ **池 上 重 輔** 生年月日  
1966年8月4日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式数

3,200株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位および担当

1993年4月	ボストン コンサルティンググループ入社	2006年6月	早稲田大学大学院商学研究科准教授
2000年6月	パーティカルネット株式会社取締役COO	2015年6月	当社社外監査役（現在に至る）
2004年6月	株式会社ファーマネットワーク社外取締役	2017年4月	早稲田大学大学院経営管理研究科教授（現在に至る）

重要な兼職の状況

早稲田大学 大学院経営管理研究科教授

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由および期待される役割の概要

池上重輔氏は、企業戦略やマーケティングに関する研究者としての高度な専門知識に加え、当社グループではない企業での経営経験を有しており、2015年に当社監査役に就任以降、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監視いただいております。これらの経験や知見を活かし、公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、金子眞吾氏は凸版印刷株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループの間には、製商品の売買などの取引があります。
2. 他の候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 金子眞吾、小野寺千世、池上重輔の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 金子眞吾氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、小野寺千世氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。池上重輔氏は、現在当社社外監査役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年9カ月となります。
5. 当社は、金子眞吾、小野寺千世、池上重輔の3氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。金子眞吾、小野寺千世、池上重輔の3氏が取締役に選任された場合、金子眞吾および小野寺千世の両氏との間で当該契約を継続し、池上重輔氏との間で取締役として同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟により被保険者に生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。第3号議案が承認可決された場合、各候補者は当該保険の被保険者となります。なお、当社は当該契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき小野寺千世、池上重輔の2氏を独立役員として届け出ております。また、各氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。各氏の選任が承認可決された場合は、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
8. 小野寺千世氏の戸籍上の氏名は、境千世であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関連する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	平川利昭 ひらかわとしあき	新任	常勤監査役 100% (17/17回)
2	松本実 まつもとみのる	新任	社外 独立役員 監査役 100% (13/13回)
3	木村恵子 きむらけいこ	新任	社外 独立役員 取締役 100% (17/17回)
4	横井裕 よこいゆたか	新任	社外 独立役員 取締役 100% (13/13回)

(注) 松本実氏および横井裕氏は2021年3月24日開催の第183回定時株主総会において監査役および取締役に選任されたため、取締役会の開催回数が他の候補者と異なります。

候補者番号

**1** 平川利昭  
ひらかわとしあき  
生年月日  
1958年9月13日生

新任

### 所有する当社の株式数

12,800株

### 取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

### 略歴、地位および担当

1982年4月	当社入社	2013年6月	当社取締役
2005年9月	当社財務部長	2020年3月	当社財務担当
2010年6月	当社執行役員	2021年3月	当社常勤監査役(現在に至る)
2011年4月	当社グループ財務部長		

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

平川利昭氏は、長年にわたり財務経理業務に従事し、その後、取締役財務部長を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当該分野に関する専門的知見と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行することを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**2** まつもと  
**松本**

みのる  
**実** 生年月日  
1957年2月16日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位および担当

1983年10月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2014年6月	三信電気株式会社社外監査役
1987年3月	公認会計士登録	2015年6月	フォスター電機株式会社社外取締役（現在に至る）
2012年9月	有限責任監査法人トーマツ退所	2016年2月	株式会社ジャステック社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2013年10月	松本実公認会計士事務所開設（現在に至る）	2021年3月	当社社外監査役（現在に至る）

重要な兼職の状況

松本実公認会計士事務所 所長  
フォスター電機株式会社 社外取締役  
株式会社ジャステック 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本実氏は、社外監査役および社外取締役になること以外の方法で経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として会計監査の豊富な経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、2021年に当社社外監査役に就任以降、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監視いただいております。これらの経験や知見を活かし、公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**3** きむら けいこ  
**木村恵子**

生年月日  
1959年10月13日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式数

1,300株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位および担当

1980年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2016年6月	当社社外取締役（現在に至る）
1989年10月	シティバンク、エヌ・エイ入行	2017年6月	株式会社ヤシマキザイ社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2002年10月	第一東京弁護士会登録（現在に至る）		
2002年10月	安西・外井法律事務所（現安西法律事務所）入所（現在に至る）		

重要な兼職の状況

安西法律事務所 弁護士  
株式会社ヤシマキザイ 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

木村恵子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い識見を有しており、2016年に当社取締役役に就任以降、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監視いただいております。これらの経験や知見を活かし、引き続き公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

よこ  
横 井

ゆたか  
裕

生年月日

1955年1月10日生

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

200株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位および担当

1979年4月	外務省入省	2013年8月	特命全権大使トルコ国駐節
2006年9月	在米国大使館公使	2016年3月	特命全権大使中華人民共和国駐節
2008年7月	在上海総領事	2020年12月	外務省退官
2010年8月	在中華人民共和国特命全権公使	2021年3月	当社社外取締役（現在に至る）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

横井裕氏は、社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、長年にわたり外務省の要職を歴任し、外交を通じて培われた国際感覚と世界情勢に関する幅広い識見を有しており、2021年に当社取締役就任以降、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監視いただいております。これらの経験や知見を活かし、引き続き公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本実、木村恵子、横井裕の3氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松本実氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。木村恵子、横井裕の両氏は現在、当社の社外取締役であります。木村恵子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年9ヶ月であります。また、横井裕氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、現在松本実、木村恵子、横井裕の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。松本実、木村恵子、横井裕の3氏が監査等委員である取締役に選任された場合、木村恵子および横井裕の両氏との間で当該契約を継続し、松本実氏との間で取締役として同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟により生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。第4号議案が承認可決された場合、各候補者は当該保険の被保険者となります。なお、当社は当該契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき松本実、木村恵子、横井裕の3氏を独立役員として届け出ております。また、各氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。各氏の選任が承認可決された場合は、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。



(ご参考①)

### 本株主総会後の取締役会構成

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各取締役に対して特に期待する専門性および経験

氏名	主な専門性・経験						
	企業経営	技術・研究開発 生産	営業 事業戦略 マーケティング	グローバル	財務・会計	人事・労務	コンプライアンス リスク管理 ガバナンス
北川 克己	●	●	●				
高島 悟	●		●	●			
青山 裕也					●	●	●
濱田 弘之			●	●	●		●
金子 眞吾	●		●				
小野寺 千世							●
池上 重輔	●		●	●			●
平川 利昭					●		●
横井 裕				●			●
木村 恵子						●	●
松本 実					●		●

※上記一覧表は、候補者の有するすべての専門性や経験を示すものではありません。

(ご参考②)

### 社外取締役の独立性に関する基準

当社取締役会は、以下のいずれかに該当する社外取締役については、独立役員と認定しない。

- (1) 当社および当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者<sup>注1</sup>
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者<sup>注2</sup>またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先<sup>注3</sup>またはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主<sup>注4</sup>またはその重要な子会社<sup>注5</sup>の業務執行者
- (5) 当社グループから多額の寄付を受けている者<sup>注6</sup>またはその業務執行者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家<sup>注7</sup>（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (7) 当社グループの会計監査人監査を行なう公認会計士、監査法人の社員、パートナーまたは従業員
- (8) 上記（6）または（7）に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム<sup>注8</sup>の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (9) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (10) 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- (11) その就任の前10年間に（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に）上記（1）に該当していた者
- (12) 最近3事業年度のいずれかにおいて、上記（2）、（3）に該当していた者
- (13) 最近3年間に（ただし、（7）については当社グループの監査業務を実際に担当（補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）に限る。）
- (14) 下記に掲げる者の近親者<sup>注9</sup>
  - a. 当社グループの重要な業務執行者<sup>注10</sup>
  - b. 最近5年間に（ただし、（7）については当社グループの監査業務を実際に担当（補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）に限る。）において、上記aに該当していた者
  - c. 上記（2）から（10）までに掲げる者（ただし、（2）から（5）および（9）、（10）までの「業務執行者」においては重要な業務執行者、（6）の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の場合は専門的な資格を有する者、（7）の「監査法人の社員、パート

ナーまたは従業員」においては重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。)

d. 最近3年間に於いて、上記cに該当していた者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者とする。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高もしくは総収入金額の2%以上である者
  - ② 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が当該取引先グループの連結総資産の2%以上である者
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%以上である者
  - ② 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
  - ③ 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第120条第1項第7号）等の項目またはその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいうものとする。
6. 「当社グループから多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている者をいう。
7. 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家」とは、当社グループから、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円超の財産上の利益を得ている者をいう。
8. 「当社グループを主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。
9. 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。
10. 「重要な業務執行者」とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役員または部長クラスの者等、重要な業務を執行する者をいう。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2021年3月24日開催の当社第183回定時株主総会において、年額500百万円以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500百万円以内（内、社外取締役100百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、本招集ご通知47頁～49頁に記載された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った金銭報酬に関する報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、独立社外取締役を委員長とし社外取締役が過半数を構成する指名・報酬に関する諮問委員会の審議を経ていることから、相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は10名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関連する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職務と責任に照らしたものであり、独立社外取締役を委員長とし社外取締役が過半数を構成する指名・報酬に関する諮問委員会の審議を経ていることから、相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関連する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件

当社は、2021年3月24日開催の当社第183回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式に関する報酬等の導入についてご承認いただき（以下、当該株主総会における決議を「原決議」といいます。）、今日に至っております。原決議では、取締役の報酬等の限度額（年額500百万円以内）とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権の総額を、年額100百万円以内として設定しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額である年額500百万円とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権の総額を、年額100百万円以内として設定する旨のご承認を改めてお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、本招集ご通知47頁～49頁に記載された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った譲渡制限付株式報酬に関する報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、独立社外取締役を委員長とし社外取締役が過半数を構成する指名・報酬に関する諮問委員会の審議を経ていることから、相当な内容であると判断しております。

現在の取締役（社外取締役を除く。）は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関連する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役に対して割り当てる本譲渡制限付株式の内容は原決議と同一であり、その内容は下記のとおりであります。

### 記

#### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社および当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む。）のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社および当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む。）のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む。）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社および当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む。）のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社および当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む。）のいずれの地位からも退任することとなるときには、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員および当社子会社の取締役を兼務する当社の顧問（顧問に相当する別名称の役職を含む。）に対し、割り当てる予定です。

以上



(添付書類) **事業報告** (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、変異株の影響もあり、先行きが依然として不透明な状況にあります。また、当企業グループの事業環境におきましては、原材料の供給面での制約や価格高騰の継続により企業活動に大きな影響がありました。

このような厳しい環境ではありましたが、当企業グループは次の3つを経営方針として掲げ、経営活動を行ってまいりました。

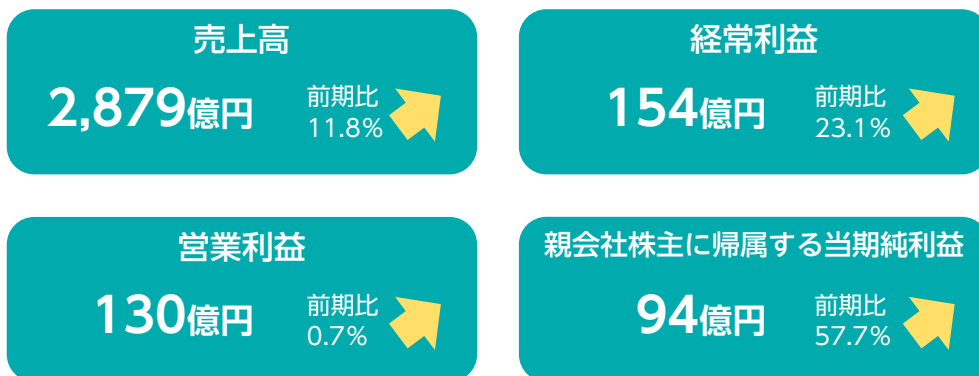
第一の方針である「事業の収益力の強化」について、液晶ディスプレイカラーフィルター用材料では好調な市場需要を背景に中国や台湾市場での拡販を進めるとともに、パッケージ向けのリキッドインキ及び接着剤をアジア市場中心に拡大しました。海外拠点での生産能力向上として、中国に建設した新工場の稼働を開始しましたことに加え、米国やインドでも粘着剤の新製造設備を立ち上げました。また競争力強化のための事業再編として、ポリマー・塗加工関連事業ではトーヨーケム株式会社と東洋アドレ株式会社を合併することでグループ内の粘接着関連技術を融合し、色材・機能材関連事業ではトーヨーカラー株式会社でインクジェットインキ事業の顔料合成からインキまでの一貫開発体制を構築しました。一方、欧州及び東南アジアでのプラスチック用着色剤事業の不採算拠点撤退や、国内で印刷・情報関連事業の構造改革などにも取り組み収益基盤の改善も図りました。

第二の方針である「重点開発領域の創出と拡大」については3つの注力領域を掲げており、「サスティナビリティ・サイエンス」では世界的な電気自動車の普及を見据え自動車4大市場（欧州・米国・中国・日本）に向けた車載用リチウムイオン電池材料の供給体制構築が進み、北米及び欧州拠点でも生産を開始しました。また、再生可能な植物由来原料を用いたバイオマスインキや水性インキなどの環境対応製品の開発も進めました。「コミュニケーション・サイエンス」では、5G通信向け機能性フィルムの開発・販売を好調に進めました。自動運転のキー技術となるミリ波レーダー向けの電波吸収コンパウンドなど次世代ニーズに向けた新製品の開発を行いました。「ライフ・サイエンス」では、高透湿粘着剤や低皮膚刺激性粘着剤などヘルスケア向けのポリマー製品を展開しましたほか、貼付型医薬品事業拡大のため医薬品新工場を着工しました。またこれらの重点領域における中期的な開発を加速するため中核事業会社に新たな研究所体制を構築しました。

第三の方針である「持続的成長に向けた経営資源の価値向上」については、DX（デジタルトランスフォーメーション）を引き続き推進し、特にデジタルマーケティング、M.I.（マテリアルズ・インフォマティクス）、スマートファクトリー化などの施策に注力しました。またESG（環境・社会・ガバナンス）に対する社会的要請の高まりに応えるべく、持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティビジョン「TSV2050/TSV2030」を策定し、定量的な環境負荷低減KPIも設定しましたことに加え、社外取締役の増員、役員報酬の業績連動性を高めることなどにより企業ガバナンスを強化しました。これらESG関連を含めたあらゆる企業活動について全てのステークホルダーへ適切に開示を行うため統合報告書の発行を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,879億89百万円（前期比11.8%増）、営業利益は130億5百万円（前期比0.7%増）と増収増益となりました。また、経常利益は154億42百万円（前期比23.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は94億92百万円（前期比57.7%増）と、それぞれ増益になりました。

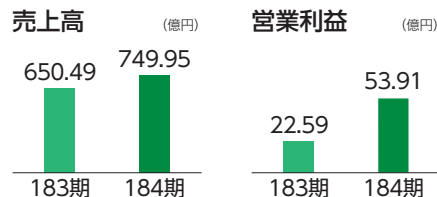
なお、当連結会計年度末の株主配当金につきましては、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績を総合的に勘案し、1株につき45円（年間の配当金は前期と同額の90円）を提案させていただきます。



セグメントごとの経営成績につきましては、次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、一部事業について、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

## 色材・機能材関連事業



高機能顔料や液晶ディスプレイカラーフィルター用材料は、外出自粛に伴いテレビやタブレット、パソコン用のディスプレイ向けに需要が好調でしたうえ、台湾や中国での拡販も進みました。

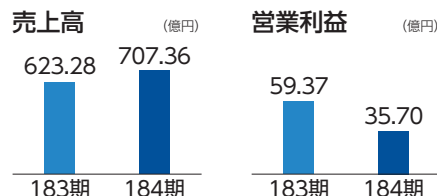
汎用顔料は、リキッドインキ用は堅調に推移しましたが、情報系印刷インキ用は低調が続いたことに加え、原材料価格高騰の影響を受けました。インクジェットインキは、中国や欧米など海外を中心にデジタル印刷需要が堅調に推移しました。

プラスチック用着色剤は、日用品や容器向けが好調でしたほか、欧州や東南アジアの不採算拠点からの撤退により採算改善が進みました。また、原材料価格の上昇を受けて販売価格の改定も進めさせていただいております。

車載用リチウムイオン電池材料は、米国の拠点を立ち上げ、現地生産を開始しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は749億95百万円（前期比15.3%増）、営業利益は53億91百万円（前期比138.6%増）と、増収増益になりました。

## ポリマー・塗加工関連事業



塗工材料は、スマートフォン向けに導電性接着シートや電磁波シールドフィルムが拡大したうえ、液晶パネルや自動車向けの耐熱微粘着フィルムも好調に推移しました。

接着剤は、スナックやペットフード向けなど包装用が堅調に推移し、粘着剤もラベル用や偏光板用が国内外で伸長しました。一方で、世界的な原材料の調達難や急激な価格高騰が継続しており、コスト削減や販売価格の改定を進めさせていただいているものの、利益は大きく圧迫されました。

缶用塗料は、国内では巣ごもり需要の取り込みや新製品の拡販により、飲料缶用が堅調に推移し、海外でも中国やタイで需要が回復したものの、原材料価格高騰の影響を受けました。

これらの結果、当事業全体の売上高は707億36百万円（前期比13.5%増）と増収になりましたが、営業利益は35億70百万円（前期比39.9%減）と、減益になりました。

## パッケージ関連事業

売上高

736億円

前期比 10.6%

営業利益

18億円

前期比 53.3%

売上高

665.89

183期

(億円)

736.45

184期

営業利益

38.85

183期

18.13

184期

(億円)

リキッドインキは、国内では、外出自粛に伴いお土産や衣料品の紙袋向けが低調でしたが、冷食や麺類等の家庭用食品向けが堅調に推移しましたうえ拡販も進み、建材材用も需要が回復しました。海外でも、東南アジアでの食品包装用の需要が堅調でしたうえ、中国やインド、中東でも好調に推移しました。一方、世界的な原材料の調達難や価格高騰が継続しており、販売価格の改定を進めさせていただいておりますが、利益面で大きく影響を受けました。

グラビアのシリンダー製版事業は、エレクトロニクス関連の精密製版が堅調で、軟包装や紙器関連の包装用も回復しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は736億45百万円（前期比10.6%増）と増収になりましたが、営業利益は18億13百万円（前期比53.3%減）と減益になりました。

## 印刷・情報関連事業

売上高

666億円

前期比 7.2%

営業利益

17億円

前期比 189.4%

売上高

621.88

183期

(億円)

666.95

184期

営業利益

5.97

183期

17.30

184期

(億円)

情報系印刷市場の構造的な縮小が、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化、経済活動の制限でさらに進み、国内ではチラシや広告、出版向けが低調でしたが、同業他社との協業やコストダウン、原材料価格上昇に対する販売価格への一部転嫁など、事業体質の改善が進みました。

海外では、中国やインドで需要が回復しましたほか、食品や医療品などの紙器向けが堅調に推移しました。また需要に合わせて、グローバルでの供給体制最適化や、各拠点の事業体制再構築にも取り組みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は666億95百万円（前期比7.2%増）、営業利益は17億30百万円（前期比189.4%増）と増収増益になりました。

## その他

売上高  
57億円

前期比 7.7%



営業利益  
5億円

前期比 126.2%

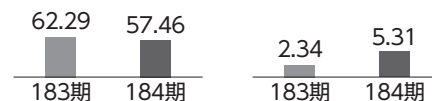


売上高

(億円)

営業利益

(億円)



上記のセグメントに含まれない事業や、東洋インキSCホールディングスなどによる役務提供などを対象にしています。売上高は57億46百万円（前期比7.7%減）と減収になりましたが、営業利益は5億31百万円（前期比126.2%増）と増益になりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は196億80百万円であります。その主な内訳は次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備等

トーヨーケム株式会社川越製造所  
東洋プリンティングインクス株式会社

江門東洋油墨有限公司  
東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社  
東洋インキハンガリー有限責任会社  
東洋インキアメリカ合同会社  
東洋インキインド株式会社

ポリマー・塗加工製造設備  
工場建物及びグラビアインキ、接着剤製造設備等  
工場移設及びグラビアインキ製造設備等  
機能性インキ製造設備及び建物  
本社工場  
粘接着剤製造設備  
グラビアインキ製造設備等

② 当連結会計年度継続中の主要設備等

トーヨーケム株式会社守山工場  
トーヨーケム株式会社川越製造所  
東洋ビジュアルソリューションズ株式会社守山製造所

ライオケム株式会社  
珠海東洋色材有限公司

貼付型医薬品工場移転  
技術・管理棟建設  
カラーフィルター用材料研究開発設備及び建物  
色材・機能材関連製造設備  
粘接着剤製造設備

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

当企業グループでは10年単位の長期構想を掲げており、次なるターゲットである2027年に向けて提供していく価値を「For a Vibrant World」と定め、「100年レンジでの持続的成長が可能な企業体質に変革し、すべての生活者・生命・地球環境がいきいきと共生する世界に貢献する企業グループ」を目指し、2018年度から3回の中期経営計画を進めています。2021年度からは第二ステップの中期経営計画である「SIC (Scientific Innovation Chain) -II」(2021年度～2023年度)を推進し、変わりつつある新たな社会ニーズに対して、真に必要なとされる価値を提供し続けていく企業となるべく、「新たな時代に貢献する生活文化創造企業」を目指す姿として掲げ、3つの基本方針「事業の収益力の強化」「重点開発領域の創出と拡大」「持続的成長に向けた経営資源の価値向上」のもと、その実現に取り組んでいます。

中期経営計画「SIC-II」の2年目である次期連結会計年度では、各事業を以下の通り推進していきます。

色材・機能材関連事業では、液晶ディスプレイカラーフィルター用材料で中国市場での更なるシェア拡大のために現地企業とのアライアンスやコストダウン施策に取り組めます。また、車載用リチウムイオン電池材料につきましては、北米及び欧州製造拠点の確実な軌道化を進めるとともに自動車4大市場（欧州・米国・中国・日本）での採用拡大を図ります。

ポリマー・塗加工関連事業では、粘着剤及び接着剤事業の高付加価値製品へのシフトと各国拠点の新製造設備の確実な軌道化で収益を向上させるとともに、5Gや光学などの市場に向けた新たな製品やソリューションを提案していきます。また年々高まるサステナビリティニーズに応え、無溶剤やバイオマス、生分解など環境調和型製品群の開発・展開を進めます。

パッケージ関連事業では、高バイオマスインキや水性印刷ソリューション、脱プラスチック関連材料など環境対応トレンドに応じた製品展開を一層加速させるとともに、海外では中国及びインドでの新工場安定稼働と収益貢献、トルコ新工場の早期立ち上げ、東南アジア及びインドでのシェア拡大に向けた戦略製品群の拡販に取り組んでまいります。

印刷・情報関連事業では、国内外での構造改革とSCM改善による事業体質強化に継続して取り組むことに加え、環境対応UVインキをラベル・容器市場へ投入し競争優位性を確立していきます。

これらに加え、サステナビリティビジョン「TSV2050/TSV2030」に基づき、モノづくりと製品提供を通じた環境負荷低減に貢献していきますほか、東京工業大学との協働研究拠点を設置し、最先端の科学技術分野における共同研究により革新的なテクノロジーを生み出していきます。また、定時株主総会の承認を経て監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定と業務執行の迅速化を図り、更なるコーポレートガバナンスの充実と企業価値向上を目指していきます。

以上の課題への施策を進めることで、次期の業績見通しは、売上高2,950億円（伸長率2.4%増）、営業利益145億円（伸長率11.5%増）、経常利益150億円（伸長率2.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益100億円（伸長率5.3%増）と見込んでおります。

なお、次期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用するため、上記の次期の業績見通しは当該会計基準等を適用した後の金額となっておりますが、影響が軽微であるため、伸長率については当該会計基準等を考慮しておりません。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

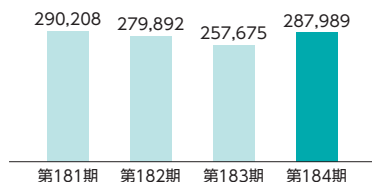
### ① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第181期	第182期	第183期	第184期 (当連結会計年度) 2021年1月1日から 2021年12月31日まで
	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで	2020年1月1日から 2020年12月31日まで	
売 上 高	290,208百万円	279,892百万円	257,675百万円	287,989百万円
経 常 利 益	15,429百万円	13,847百万円	12,543百万円	15,442百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	11,847百万円	8,509百万円	6,019百万円	9,492百万円
1株当たり当期純利益	202円93銭	145円72銭	103円6銭	169円36銭
総 資 産	371,610百万円	376,130百万円	380,227百万円	406,896百万円
純 資 産	221,091百万円	226,892百万円	217,325百万円	226,947百万円
1株当たり純資産額	3,668円36銭	3,757円35銭	3,589円24銭	3,911円64銭

- (注) 1. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第181期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
2. 第181期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第182期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、第181期の金額は組替後の金額で表示しております。

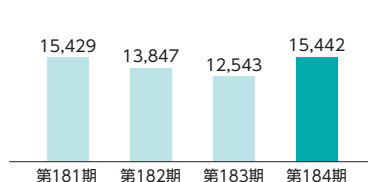
#### 売上高

(百万円)



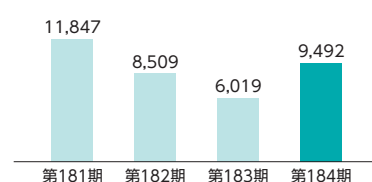
#### 経常利益

(百万円)



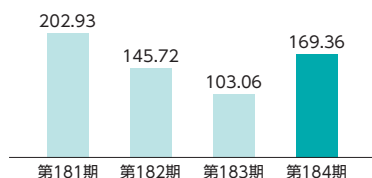
#### 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



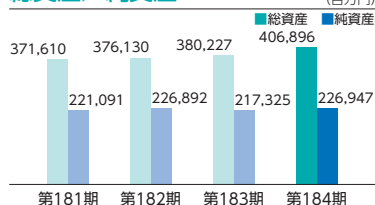
#### 1株当たり当期純利益

(円)



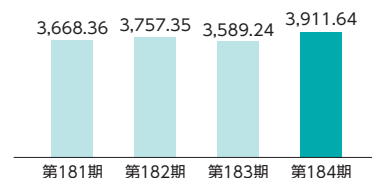
#### 総資産／純資産

(百万円)



#### 1株当たり純資産額

(円)





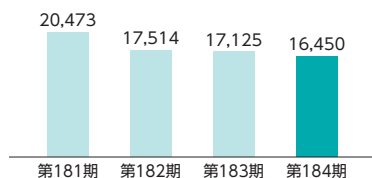
② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第181期	第182期	第183期	第184期 (当事業年度)
	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで	2020年1月1日から 2020年12月31日まで	2021年1月1日から 2021年12月31日まで
営 業 収 益	20,473百万円	17,514百万円	17,125百万円	16,450百万円
経 常 利 益	11,751百万円	8,005百万円	7,766百万円	7,865百万円
当 期 純 利 益	8,188百万円	8,722百万円	5,815百万円	5,333百万円
1株当たり当期純利益	140円24銭	149円37銭	99円56銭	95円17銭
総 資 産	247,859百万円	253,642百万円	262,508百万円	260,784百万円
純 資 産	173,110百万円	179,278百万円	171,682百万円	171,030百万円
1株当たり純資産額	2,960円81銭	3,065円15銭	2,934円18銭	3,059円60銭

- (注) 1. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第181期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
2. 第181期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第182期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、第181期の金額は組替後の金額で表示しております。

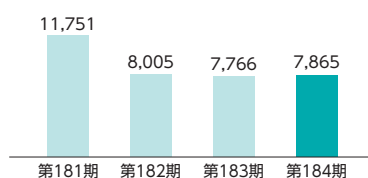
営業収益

(百万円)



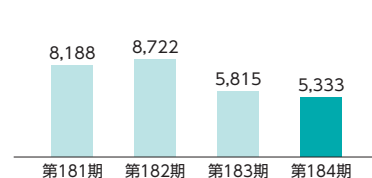
経常利益

(百万円)



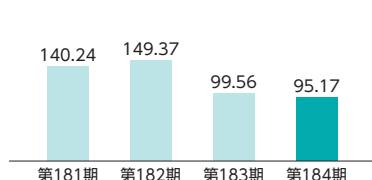
当期純利益

(百万円)



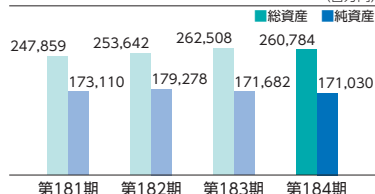
1株当たり当期純利益

(円)



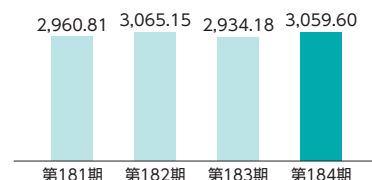
総資産／純資産

(百万円)



1株当たり純資産額

(円)



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 又は 出資金	当社の 議決権 比率	主要な事業内容
トーヨーカラー株式会社	500百万円	100.0%	色材・機能材関連
トーヨーケム株式会社	500百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋インキ株式会社	500百万円	100.0	パッケージ関連、印刷・情報関連
東洋モートン株式会社	498百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋ビーネット株式会社	490百万円	100.0	不動産の賃貸管理、役務提供
マツイカガク株式会社	465百万円	100.0	印刷・情報関連
東洋インキ中四国株式会社	340百万円	100.0	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連
東洋ビジュアルソリューションズ株式会社	300百万円	100.0	色材・機能材関連
東洋インキ北海道株式会社	300百万円	100.0	パッケージ関連、印刷・情報関連
東洋インキ東北株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連
東洋インキ九州株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキグラフィックス株式会社	28百万円	100.0	印刷・情報関連
トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社	M\$ 153,923千	100.0 (100.0)	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連
東洋インキ（泰国）株式会社	BT 552,851千	100.0 (69.3)	ポリマー・塗加工関連、パッケージ関連
東洋インキインドネシア株式会社	IDR 101,025,685千	100.0 (4.4)	パッケージ関連
東洋インキコンパウンズベトナム株式会社	US\$ 5,900千	80.0	色材・機能材関連
東洋インキインド株式会社	INR 4,505,692千	100.0 (0.0)	パッケージ関連、印刷・情報関連
天津東洋油墨有限公司	US\$ 54,500千	70.0 (70.0)	印刷・情報関連
珠海東洋色材有限公司	US\$ 27,910千	100.0 (71.3)	色材・機能材関連
上海東洋油墨制造有限公司	US\$ 41,400千	100.0 (14.5)	ポリマー・塗加工関連、 色材・機能材関連
江門東洋油墨有限公司	RMB 131,781千	51.0 (51.0)	パッケージ関連
台湾東洋先端科技股份有限公司	NT\$ 600,000千	100.0	色材・機能材関連
東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社	Euro 26,017千	100.0	色材・機能材関連、印刷・情報関連
東洋インキヨーロッパ株式会社	Euro 2,100千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連
東洋プリンティングインクス株式会社	TRY 279,863千	100.0	パッケージ関連、印刷・情報関連

会社名	資本金 又は 出資金	当社の 議決権 比率	主要な事業内容
東洋インキハンガリー有限責任会社	HUF 63,000千	100.0	色材・機能材関連
ライオケム株式会社	US\$ 3,000千	100.0 (100.0)	色材・機能材関連、パッケージ関連
東洋インキアメリカ合同会社	US\$ 68,583千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキブラジル有限会社	BRL 119,346千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
三永インキペイント製造株式会社	W 1,943,340千	100.0	ポリマー・塗加工関連、パッケージ関連

- (注) 1. 子会社の当社の議決権比率欄の( )内は間接所有の議決権比率(内数)であります。  
2. トーヨーケム株式会社は2021年1月に東洋アドレ株式会社を吸収合併しております。

## ② 企業結合の経過及び成果

連結子会社は61社であり、子会社はすべて連結されております。当連結会計年度においては、合併により1社を、清算により1社を連結子会社から除外しました。

持分法適用関連会社は7社であり、関連会社に対する投資について、すべて持分法を適用しております。

企業結合の範囲の詳細につきましては、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1. 連結の範囲に関する事項、2. 持分法の適用に関する事項」をご参照下さい。

なお、当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## ③ その他の重要な企業結合の状況

凸版印刷株式会社は、当社の議決権を19.78%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

## (7) 主要な事業内容

事業区分	主要な営業品目等
色材・機能材関連事業	有機顔料、加工顔料、プラスチック用着色剤、カラーフィルター用材料、インクジェット材料 等
ポリマー・塗加工関連事業	缶用塗料、樹脂、接着剤、粘着剤、塗工材料、天然材料、メディカル製品 等
パッケージ関連事業	グラビアインキ、フレキソインキ、グラビアシリンダー製版 等
印刷・情報関連事業	オフセットインキ、金属インキ、印刷機械、印刷機器、プリプレスシステム、印刷材料 等

## (8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都中央区京橋二丁目2番1号	
国内営業拠点	<p>トーヨーカラー株式会社 [東京都中央区]                      東洋インキ株式会社 [東京都中央区]                      東洋インキ株式会社関西支社 [大阪府大阪市]                      東洋ビジュアルソリューションズ株式会社 [東京都中央区]                      東洋インキ東北株式会社 [宮城県仙台市]                      東洋インキグラフィックス株式会社 [東京都板橋区]</p>	<p>トーヨーケム株式会社 [東京都中央区]                      東洋インキ株式会社中部支社 [愛知県名古屋]                      東洋インキ中四国株式会社 [広島県広島市]                      東洋インキ北海道株式会社 [北海道札幌市]                      東洋インキ九州株式会社 [福岡県福岡市]</p>
国内生産拠点	<p>トーヨーカラー株式会社富士製造所 [静岡県富士市]                      トーヨーケム株式会社川越製造所 [埼玉県川越市]                      トーヨーケム株式会社尼崎工場 [兵庫県尼崎市]                      東洋インキ株式会社埼玉製造所 [埼玉県川越市]                      マツイカガク株式会社 [京都府京都市]                      東洋F P P株式会社 [埼玉県川口市]</p>	<p>トーヨーカラー株式会社岡山工場 [岡山県井原市]                      トーヨーケム株式会社西神工場 [兵庫県神戸市]                      トーヨーケム株式会社千葉工場 [千葉県千葉市]                      東洋モートン株式会社 [埼玉県比企郡]                      東洋ビジュアルソリューションズ株式会社守山製造所 [滋賀県守山市]</p>
研究開発拠点	<p>埼玉研究開発センター (技術開発研究所 他) [埼玉県坂戸市]                      ポリマー材料研究所 [兵庫県神戸市]</p>	
海外拠点	<p>トーヨーケムベトナム株式会社 [マレーシア・セレンパン]                      東洋インキインドネシア株式会社 [インドネシア・ベカシ]                      東洋インキインド株式会社 [インド・グレートノイダ]                      珠海東洋色材有限公司 [中国・広東省]                      江門東洋油墨有限公司 [中国・広東省]                      東洋インキヨーロッパベネチア株式会社 [フランス・ワッセル]                      東洋プリンティングインクス株式会社 [トルコ・マニサ]                      ライオケム株式会社 [アメリカ・ジョージア]                      東洋インキブラジル有限会社 [ブラジル・サンパウロ]</p>	
	<p>東洋インキ (泰国) 株式会社 [タイ・バンコク]                      東洋インキコンパウンドベトナム株式会社 [ベトナム・パクニン]                      天津東洋油墨有限公司 [中国・天津市]                      上海東洋油墨制造有限公司 [中国・上海市]                      台湾東洋先端科技股份有限公司 [台湾・台南市]                      東洋インキヨーロッパ株式会社 [ベルギー・ニール]                      東洋インキハンガリー有限責任会社 [ハンガリー・ペシュト]                      東洋インキアメリカ合同会社 [アメリカ・イリノイ]                      三永インキペイント製造株式会社 [韓国・京畿道]</p>	

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	7,887名	270名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ② 当社の従業員数

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	402名	18名減	43.5歳	18.1年

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	11,589
株式会社三菱UFJ銀行	10,508
三井住友信託銀行株式会社	3,723
農林中央金庫	3,300
株式会社山形銀行	2,600
株式会社山梨中央銀行	2,150
MUFG Bank (China), LTD.	2,104
株式会社静岡銀行	2,100

(注) 借入金残高には、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする、シンジケートローン方式による長期借入金576億円が含まれております。

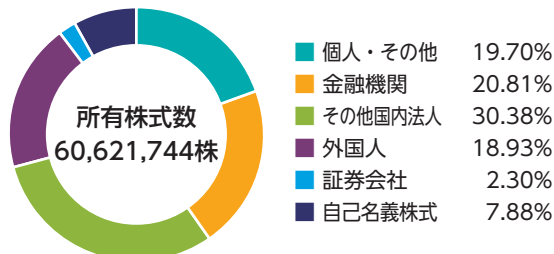
## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 55,846,186株 (自己株式4,775,558株を除く。)  
 (3) 株主数 17,183名  
 (4) 上位10名の株主

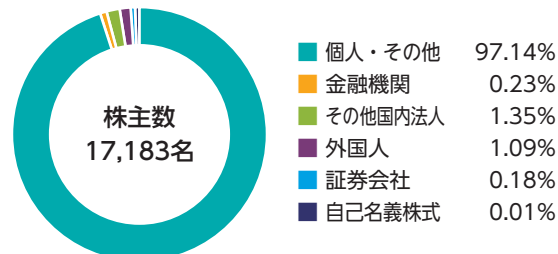
株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
凸版印刷株式会社	11,016	19.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,548	9.93
サカティンクス株式会社	2,335	4.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,970	3.53
株式会社日本触媒	1,661	2.97
東洋インキグループ社員持株会	1,545	2.77
SMBC日興証券株式会社	1,045	1.87
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	899	1.61
東洋インキ取引先持株会	891	1.60
株式会社三菱UFJ銀行	753	1.35

(注) 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### 所有株式数別分布状況



### 所有者属性別分布状況



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
北川 克己	代表取締役会長（グループCEO）	
高島 悟	代表取締役社長（グループCOO）	
青山 裕也	専務取締役（人事・財務・総務・広報・監査室担当）	
濱田 弘之	常務取締役（法務担当兼グループ経営部長）	
中野 和人	常務取締役（品質保証・生産・環境、情報システム、CSR担当兼生産・物流本部長）	
甘利 公人	取締役	柏木・天野法律事務所 弁護士
木村 恵子	取締役	安西法律事務所 弁護士 株式会社ヤシマキザイ 社外取締役（監査等委員）
金子 眞吾	取締役	凸版印刷株式会社 代表取締役会長
小野寺 千世	取締役	日本大学 法学部教授
横井 裕	取締役	
野邊 俊彦	常勤監査役	
垣谷 英孝	常勤監査役	
平川 利昭	常勤監査役	
池上 重輔	監査役	早稲田大学 大学院経営管理研究科教授
松本 実	監査役	松本実公認会計士事務所 所長 フォスター電機株式会社 社外取締役 株式会社ジャステック 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役甘利公人氏、木村恵子氏、金子眞吾氏、小野寺千世氏及び横井裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役垣谷英孝氏、監査役池上重輔氏及び松本実氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役甘利公人氏、木村恵子氏、小野寺千世氏及び横井裕氏、監査役池上重輔氏及び松本実氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当事業年度中における取締役及び監査役の異動（2021年3月24日）
- |    |     |        |
|----|-----|--------|
| 就任 | 取締役 | 小野寺 千世 |
|    | 取締役 | 横井 裕   |

	常勤監査役	平川	利昭
	監査役	松本	実
退任	取締役	酒井	邦造
	取締役	平川	利昭
	取締役	井出	和彦
	常勤監査役	石川	隆
辞任	監査役	小野寺	千世

5. 常勤監査役垣谷英孝氏は凸版印刷株式会社において財務経理部門に長年在籍し、2018年6月まで同社の専務取締役財務本部長を務めておりました。よって同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 常勤監査役平川利昭氏は、当社の財務経理部門における長年の在籍経験があり、2021年3月まで当社の取締役財務担当を務めておりました。よって同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役松本実氏は公認会計士として会計監査の豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 小野寺千世氏の戸籍上の氏名は、境千世であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟により生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び当社子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることのないよう、保険金の支払限度額及び免責事由を設定するなどの措置を講じております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、社外取締役を委員長とする指名・報酬に関する諮問委員会（以下「諮問委員会」といいます。）での審議を経て取締役会で決定しております。その概要は以下のとおりです。

当社において、役員報酬制度は、コーポレートガバナンスにおける重要事項として認識しており、その認識のもと以下の5つの基本ポリシーを設定しております。また、諮問委員会において、客観的な視点を取り入れながら運用いたします。

- ・経済情勢及び経営成績とのバランスを勘案した水準であること
- ・企業価値の増大を図るための優秀な経営者を確保できる水準であること



- ・ 経営理念の体現及び中長期経営戦略を反映する報酬体系とし、持続的成長を強く動機づけるものであること
- ・ 業績連動性を反映する仕組みを取り入れ、公開業績の達成を動機づけるものであること
- ・ ステークホルダーへの説明責任の観点から公正性と合理性を備えた設計とし、客観性と透明性を高めた適切なプロセスを経て決定されること

上記ポリシーに則り、成果重視、透明性確保の観点から、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の構成としております。

#### a.基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位に基づき決定いたします。

#### b.業績連動報酬

当社における業績連動報酬は、連結業績に対する評価を反映させる仕組みを取り入れ、短期インセンティブ報酬とし月例報酬として支給いたします。対象者は社外取締役を除く取締役であり、算定方法は下記のとおりであります。

※役位別業績連動報酬基準額×連結業績評価に基づく支給率%

※連結業績評価に基づく支給率の算定方法は下記のとおりとする。なお、予算とは期初の公表値を指す。

→連結業績評価の指標は、連結売上高及び連結営業利益それぞれの予算比・前年比とする。

連結売上高予算比：連結売上高前年比：連結営業利益予算比：連結営業利益前年比＝24%：16%：

36%：24%の割合で加重平均を行い、その結果に基づき支給率を決定する。

なお、当該指標を選定する理由は、各事業年度の業績目標に対する達成度が企業価値の増減を反映するとの考えに基づき、指標として適切であると判断するためです。

#### c.譲渡制限付株式報酬

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、健全な企業家精神の発揮により当社の中長期的な業績向上及び企業価値増大に対する意欲や貢献をより一層高めるための長期インセンティブ報酬として譲渡制限付株式報酬を設定し、一定時期に譲渡制限付株式を支給いたします。対象者は社外取締役を除く取締役であり、算定方法は下記のとおりであります。

※役位別譲渡制限付株式報酬基準額×連結業績評価に基づく支給率%

※連結業績評価に基づく支給率の算定方法は下記のとおりとする。なお、予算とは期初の公表値を指す。

→連結業績評価の指標は、連結売上高及び連結営業利益それぞれの予算比・前年比とする。

連結売上高予算比：連結売上高前年比：連結営業利益予算比：連結営業利益前年比＝24%：16%：

36%：24%の割合で加重平均を行い、その結果に基づき支給率を決定する。

各報酬構成要素の割合（業績連動報酬の目標を100%達成したときの標準額）は下記のとおりといたします。

	固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (業績連動報酬)	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)
取締役 (社外取締役を除く)	65	35	5

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、諮問委員会が当該決定方針との整合性を含めて当該報酬等の内容を検討しているため、取締役会は、当該報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ②監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

監査役の報酬は業務執行に対する監査機能を担う職責と役割に鑑みて、金銭による基本報酬（固定報酬）のみとしており、監査役の協議により決定いたします。

### ③取締役及び監査役の報酬等の総額等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (業績連動報酬)	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	329 (47)	253 (47)	66 (-)	8 (-)	13 (6)
監査役 (うち社外監査役)	80 (32)	80 (32)	—	—	7 (4)
合計 (うち社外役員)	409 (79)	334 (79)	66 (-)	8 (-)	20 (10)

(注) 1. 上記支給人員及び支給額には、2021年3月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名ならびに辞任した監査役1名を含んでおります。

2. 当事業年度における業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る指標は2019年度及び2020年度の数値を採用しており、2019年度実績「連結売上高2,798億円、連結営業利益131億円」及び2020年度予算「連結売上高2,900億円、連結営業利益150億円」に対し、2020年度実績は「連結売上高2,576億円、連結営業利益129億円」でした。

#### ④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬総額は、2021年3月24日開催の当社第183回定時株主総会において、年額5億円以内、また、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、上記報酬総額とは別枠として、年額1億円以内と決議頂いております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は5名）です。

また、当社の監査役の報酬総額は、2006年6月29日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議頂いております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち社外監査役は3名）です。

#### ⑤取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、以下の手続きにより決定しております。

- ・取締役会は、個人別の報酬額（基本報酬の額と業績連動報酬の額）の決定を代表取締役会長である北川克己、代表取締役社長である高島悟、人事掌管取締役である専務取締役（人事・財務・総務・広報・監査室担当）青山裕也の合議に委任する。代表取締役社長が取締役会の諮問機関である諮問委員会に対して各取締役の報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の付与株式数について、当該3名が合議して作成した原案を提示する。
- ・諮問委員会はその評価プロセス及び評価結果等について確認、審議する。
- ・代表取締役会長、代表取締役社長、人事掌管取締役は諮問委員会の答申を踏まえた合議のうえで個人別の報酬額を決定するものとし、取締役会は業績連動報酬にかかる会社評価を確認する。
- ・なお、個人別の譲渡制限付株式報酬の付与株式数については、取締役会で決定する。

個人別の報酬額（基本報酬の額と業績連動報酬の額）の決定権限を委任した理由は、当企業グループを取り巻く環境や当企業グループの経営状況等を熟知し、各取締役の職務遂行状況を最も把握している当該3名が決定することが合理的かつ公平であると考えためです。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 甘利 公人

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ウ. 当事業年度における主な活動状況

法律学の専門家としての知識と経験に基づいた公正な立場での経営監督が期待されること、取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、特に会社法の観点から質問及び意見を適宜述べており、公正な立場で経営監督機能を果たしております。また、筆頭独立社外取締役として指名・報酬に関する諮問委員会の委員長を務め、役員の指名と報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。

### ② 取締役 木村 恵子

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ウ. 当事業年度における主な活動状況

法律学の専門家としての知識と経験に基づいた公正な立場での経営監督が期待されること、取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、特に人事労務に関する質問及び意見を適宜述べており、公正な立場で経営監督機能を果たしております。また、指名・報酬に関する諮問委員会の委員を務め、役員の指名と報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。

### ③ 取締役 金子 眞吾

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

凸版印刷株式会社は当社の株式を19.73%（自己株式4,775,558株を除く）保有しております。

また、同社グループと当企業グループとの間には、製商品の売買などの取引があります。

#### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

経営者としての知識と経験に基づいた客観的な視点からの経営全般に対する助言や指導が期待される  
ところ、取締役会は17回開催のうち15回出席し、特に当企業グループに関連する業界動向に関する質問及び  
意見を適宜述べており、客観的な視点で経営全般に対して助言しております。

④ 取締役 小野寺 千世

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

法律学の専門家としての知識と経験に基づいた公正な立場での経営監督が期待される  
ところ、取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は監査役辞任までに開催された3回  
のうちすべてに出席し、特に会社法の観点から質問及び意見を適宜述べており、公正な立場で  
経営監督機能を果たしております。

(注) 取締役小野寺千世氏は、2021年3月24日開催の第183回定時株主総会において監査役を  
辞任されたため、監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

⑤ 取締役 横井 裕

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

外交官として培われた知識と経験に基づいた公正な立場での経営監督が期待される  
ところ、取締役会は取締役就任以降に開催された13回のうちすべてに出席し、特に当企業  
グループの海外事業展開に関する質問及び意見を適宜述べており、公正な立場で経営監督  
機能を果たしております。

(注) 取締役横井裕氏は、2021年3月24日開催の第183回定時株主総会において選任  
されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

⑥ 常勤監査役 垣谷 英孝

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は13回開催のうちすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき質問及び意見を適宜述べております。

⑦ 監査役 池上 重輔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は13回開催のうち12回に出席し、経営学の専門家としての知識と経験に基づき質問及び意見を適宜述べております。

⑧ 監査役 松本 実

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

監査役就任以降に開催された取締役会は13回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は10回開催のうちすべてに出席し、会計監査の専門家としての知識と経験に基づき質問及び意見を適宜述べております。

(注) 監査役松本氏は、2021年3月24日開催の第183回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	76百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	115百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算定根拠について過去の監査実績及び報酬の推移に照らして検討を加えた結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社、東洋インキ（泰国）株式会社、東洋インキインドネシア株式会社、東洋インキコンパウンズベトナム株式会社、東洋インキインド株式会社、天津東洋油墨有限公司、珠海東洋色材有限公司、上海東洋油墨制造有限公司、江門東洋油墨有限公司、台湾東洋先端科技股份有限公司、東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社、東洋インキヨーロッパ株式会社、東洋プリンティングインクス株式会社、東洋インキハンガリー有限公司、東洋インキブラジル有限公司、三永インキペイント製造株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する助言等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制及び職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の株主総会へ提出する議案の内容を決定します。

監査役会の決定内容の通知を受けた取締役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 事業報告の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>        |                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>223,589</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>112,125</b> |
| 現金及び預金          | 64,816         | 支払手形及び買掛金            | 68,221         |
| 受取手形及び売掛金       | 94,297         | 短期借入金                | 24,042         |
| 有価証券            | 24             | 未払法人税等               | 1,652          |
| 商品及び製品          | 34,149         | 環境対策引当金              | 537            |
| 仕掛品             | 726            | その他                  | 17,672         |
| 原材料及び貯蔵品        | 24,695         |                      |                |
| その他             | 5,979          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>67,823</b>  |
| 貸倒引当金           | △1,100         | 長期借入金                | 55,415         |
|                 |                | 繰延税金負債               | 8,703          |
|                 |                | 環境対策引当金              | 364            |
|                 |                | 退職給付に係る負債            | 2,275          |
|                 |                | 資産除去債務               | 32             |
|                 |                | その他                  | 1,030          |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>183,306</b> | <b>負 債 合 計</b>       | <b>179,948</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>111,716</b> | <b>(純資産の部)</b>       |                |
| 建物及び構築物         | 39,031         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>206,236</b> |
| 機械装置及び運搬具       | 24,819         | 資本金                  | 31,733         |
| 工具、器具及び備品       | 3,922          | 資本剰余金                | 32,546         |
| 土地              | 30,060         | 利益剰余金                | 151,740        |
| リース資産           | 3,895          | 自己株式                 | △9,784         |
| 建設仮勘定           | 9,986          |                      |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,225</b>   | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>12,213</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>69,364</b>  | その他有価証券評価差額金         | 9,941          |
| 投資有価証券          | 54,093         | 為替換算調整勘定             | △1,212         |
| 退職給付に係る資産       | 10,255         | 退職給付に係る調整累計額         | 3,483          |
| 繰延税金資産          | 2,420          | <b>新株予約権</b>         | <b>163</b>     |
| その他             | 2,777          | 非支配株主持分              | 8,334          |
| 貸倒引当金           | △182           |                      |                |
|                 |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>226,947</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>406,896</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>406,896</b> |



## 連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |               |
|-----------------------|-------|---------------|
| 売 上 高                 |       | 287,989       |
| 売 上 原 価               |       | 229,284       |
| <b>売 上 総 利 益</b>      |       | <b>58,704</b> |
| 販売費及び一般管理費            |       | 45,699        |
| <b>営 業 利 益</b>        |       | <b>13,005</b> |
| 営 業 外 収 益             |       |               |
| 受 取 利 息               | 189   |               |
| 受 取 配 当 金             | 1,263 |               |
| 為 替 差 益               | 1,537 |               |
| そ の 他                 | 779   | 3,769         |
| 営 業 外 費 用             |       |               |
| 支 払 利 息               | 544   |               |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失   | 271   |               |
| そ の 他                 | 516   | 1,332         |
| <b>経 常 利 益</b>        |       | <b>15,442</b> |
| 特 別 利 益               |       |               |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 311   |               |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 367   |               |
| そ の 他                 | 14    | 694           |
| 特 別 損 失               |       |               |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 262   |               |
| 減 損                   | 708   |               |
| 事 業 構 造 改 善 費 用       | 1,754 |               |
| 事 業 整 理 損             | 237   |               |
| そ の 他                 | 42    | 3,006         |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>    |       | <b>13,130</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,482 |               |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △32   | 3,450         |
| <b>当 期 純 利 益</b>      |       | <b>9,680</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |       | 187           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |       | <b>9,492</b>  |

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                      | 株主資本   |        |         |        |         |
|----------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
|                      | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 当期首残高                | 31,733 | 32,499 | 147,390 | △4,916 | 206,706 |
| 当期変動額                |        |        |         |        |         |
| 剰余金の配当               |        |        | △5,142  |        | △5,142  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |        |        | 9,492   |        | 9,492   |
| 自己株式の取得              |        |        |         | △4,975 | △4,975  |
| 自己株式の処分              |        | 14     |         | 107    | 122     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |        | 32     |         |        | 32      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  |        |        |         |        |         |
| 当期変動額合計              | —      | 46     | 4,350   | △4,867 | △470    |
| 当期末残高                | 31,733 | 32,546 | 151,740 | △9,784 | 206,236 |

(単位：百万円)

|                              | その他の包括利益累計額          |              |                      |                       | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|------------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|---------|---------|
|                              | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |         |         |
| 当期首残高                        | 5,699                | △5,284       | 2,583                | 2,998                 | 249   | 7,370   | 217,325 |
| 当期変動額                        |                      |              |                      |                       |       |         |         |
| 剰余金の配当                       |                      |              |                      |                       |       |         | △5,142  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益          |                      |              |                      |                       |       |         | 9,492   |
| 自己株式の取得                      |                      |              |                      |                       |       |         | △4,975  |
| 自己株式の処分                      |                      |              |                      |                       |       |         | 122     |
| 非支配株主との<br>取引に係る親会社<br>の持分変動 |                      |              |                      |                       |       |         | 32      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額)  | 4,242                | 4,072        | 900                  | 9,214                 | △86   | 964     | 10,092  |
| 当期変動額合計                      | 4,242                | 4,072        | 900                  | 9,214                 | △86   | 964     | 9,622   |
| 当期末残高                        | 9,941                | △1,212       | 3,483                | 12,213                | 163   | 8,334   | 226,947 |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>41,678</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>19,820</b>  |
| 現金              | 35,422         | 支払手形           | 4              |
| 預金              | 944            | 短期借入金          | 10,039         |
| 貯蓄              | 5              | 1年内返済予定の長期借入金  | 6,000          |
| 前払費用            | 5              | リース負債          | 1              |
| 前払金の            | 178            | 未払費用           | 2,479          |
| 短期貸付            | 3,737          | 未払法人税等         | 337            |
| その他             | 1,384          | 未払消費税          | 656            |
|                 |                | 前受り            | 30             |
|                 |                | 前受り            | 15             |
|                 |                | 前受り            | 254            |
|                 |                | 前受り            | 0              |
| <b>固定資産</b>     | <b>219,105</b> | <b>固定負債</b>    | <b>69,933</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,605</b>  | 長期借入金          | 61,700         |
| 建物              | 5,700          | リース負債          | 2              |
| 構築物             | 193            | 繰上り延税引金        | 8,226          |
| 機械及び装置          | 417            | 長期預り保証金        | 3              |
| 車両運搬具           | 12             |                |                |
| 工具、器具及び備品       | 447            |                |                |
| 土地              | 9,820          |                |                |
| 建物              | 4              |                |                |
| 建設仮勘定           | 9              |                |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>911</b>     |                |                |
| ソフトウェア          | 827            |                |                |
| その他             | 84             |                |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>201,588</b> | <b>負債合計</b>    | <b>89,754</b>  |
| 投資有価証券          | 28,407         | <b>(純資産の部)</b> |                |
| 関係会社株           | 122,756        | <b>株主資本</b>    | <b>160,879</b> |
| 長期貸付            | 6              | 資本金            | 31,733         |
| 破産更生債権          | 44,654         | 資本剰余金          | 32,936         |
| 長期前払金の          | 23             | 資本準備金          | 32,920         |
| 前払金の            | 10             | その他資本剰余金       | 16             |
| 前払金の            | 5,231          | <b>利益剰余金</b>   | <b>105,993</b> |
| 前払金の            | 522            | 利益準備金          | 5,206          |
| 倒引当金            | △23            | その他利益剰余金       | 100,786        |
|                 |                | 固定資産圧縮積立金      | 5,014          |
|                 |                | 別途積立金          | 46,314         |
|                 |                | 繰越利益剰余金        | 49,457         |
|                 |                | <b>自己株式</b>    | <b>△9,784</b>  |
|                 |                | 評価・換算差額等       | 9,987          |
|                 |                | その他有価証券評価差額金   | 9,987          |
|                 |                | <b>新株予約権</b>   | <b>163</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>260,784</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>171,030</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>260,784</b> |

# 損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |              |
|-----------------|-------|--------------|
| 営業収益            |       |              |
| 関係会社受取配当金       | 6,543 |              |
| 経営指導料           | 4,678 |              |
| 業務受託料           | 4,268 |              |
| 資産賃貸料           | 793   |              |
| その他             | 166   | 16,450       |
| 営業費用            |       | 9,890        |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>6,560</b> |
| 営業外収益           |       |              |
| 受取利息            | 335   |              |
| 受取配当金           | 1,221 |              |
| その他             | 105   | 1,661        |
| 営業外費用           |       |              |
| 支払利息            | 347   |              |
| その他             | 9     | 356          |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>7,865</b> |
| 特別利益            |       |              |
| 固定資産売却益         | 0     |              |
| 投資有価証券売却益       | 367   |              |
| その他             | 9     | 377          |
| 特別損失            |       |              |
| 固定資産除売却損        | 10    |              |
| 関係会社株式評価損       | 1,721 |              |
| 事業構造改善費用        | 621   |              |
| その他             | 42    | 2,395        |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>5,846</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 487   |              |
| 法人税等調整額         | 25    | 513          |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>5,333</b> |

## 株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |           |          |         |        |         |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-----------|----------|---------|--------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金     |          |         |        |         |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |         |        | 利益剰余金合計 |
|                     |        |        |          |         | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |        |         |
| 当期首残高               | 31,733 | 32,920 | 1        | 32,922  | 5,206     | 5,092    | 46,314  | 49,187 | 105,801 |
| 当期変動額               |        |        |          |         |           |          |         |        |         |
| 剰余金の配当              |        |        |          |         |           |          |         | △5,142 | △5,142  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |        |        |          |         |           | △78      |         | 78     | —       |
| 当期純利益               |        |        |          |         |           |          |         | 5,333  | 5,333   |
| 自己株式の取得             |        |        |          |         |           |          |         |        |         |
| 自己株式の処分             |        |        | 14       | 14      |           |          |         |        |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |          |         |           |          |         |        |         |
| 当期変動額合計             | —      | —      | 14       | 14      | —         | △78      | —       | 270    | 191     |
| 当期末残高               | 31,733 | 32,920 | 16       | 32,936  | 5,206     | 5,014    | 46,314  | 49,457 | 105,993 |

(単位：百万円)

|                             | 株主資本   |         | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-----------------------------|--------|---------|----------------------|----------------|-------|---------|
|                             | 自己株式   | 株主資本合計  | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |         |
| 当期首残高                       | △4,916 | 165,540 | 5,892                | 5,892          | 249   | 171,682 |
| 当期変動額                       |        |         |                      |                |       |         |
| 剰余金の配当                      |        | △5,142  |                      |                |       | △5,142  |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩            |        | —       |                      |                |       | —       |
| 当期純利益                       |        | 5,333   |                      |                |       | 5,333   |
| 自己株式の取得                     | △4,975 | △4,975  |                      |                |       | △4,975  |
| 自己株式の処分                     | 107    | 122     |                      |                |       | 122     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額（純額） |        |         | 4,095                | 4,095          | △86   | 4,009   |
| 当期変動額合計                     | △4,867 | △4,660  | 4,095                | 4,095          | △86   | △651    |
| 当期末残高                       | △9,784 | 160,879 | 9,987                | 9,987          | 163   | 171,030 |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

東洋インキSCホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 下 陽 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋インキSCホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

東洋インキSCホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 下 陽 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第184期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第184期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

東洋インキSCホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 野 邊 俊 彦 ㊞

常勤監査役 垣 谷 英 孝 ㊞

常勤監査役 平 川 利 昭 ㊞

監 査 役 池 上 重 輔 ㊞

監 査 役 松 本 実 ㊞

(注) 常勤監査役垣谷英孝、監査役池上重輔及び松本実は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

MEMO

MEMO

# 株主総会会場ご案内略図

## 会場

<本社>京橋エドグラン29階  
 東京都中央区京橋二丁目2番1号  
 当社29階会議室 電話03 (3272) 5731

## フロアマップ

### 1階



### 地下1階



- ① 地下1階または1階からエスカレーターで3階オフィスエントランスホールまで上がり、3階から22階直行エレベーターにお乗りください。
- ② 22階スカイロビーでエレベーターを乗り換えて29階総合受付までお越しください。



## 交通のご案内

- JR東京駅八重洲南口 徒歩5分 (1階)
- 東京メトロ銀座線京橋駅 8番出口直結 (地下1階)
- 東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅 7番出口 徒歩5分 (1階)
- 都営浅草線宝町駅 A7出口徒歩3分 (1階)